

ワーケーション・プログラム企画開発等促進事業

業務委託仕様書

1 目的

本事業は、県内各地域でワーケーションにより地域と関わる企業を増やすことで、継続的な企業研修・テレワーク誘致<交流人口>や、企業による地域貢献（ビジネス展開等）<関係人口>により、地域と首都圏等企業とのワーケーションをきっかけとした継続的な関係づくりを目的として実施する。

2 業務名称

ワーケーション・プログラム企画開発等促進事業業務委託

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

4 委託業務の内容

(1) ワケーション・プログラムの企画開発

受託者が有する知見・リソースを活用し、市町や地域の観光関係団体・宿泊施設等（以下「地域事業者」という）との共同により、各地域の特徴を活かした企業向けワーケーション・プログラムを企画した上で、モニターツアーを実施すること。

① 対象企業・対象地域

- モニターツアーの対象とする企業は、ワーケーションビジネスを展開する企業などワーケーションや地域との持続的関係づくりに関心を有する首都圏等の企業とし、受託者において、企業の募集や連絡調整等を行うこと。

- モニターツアーの対象とする地域は、原則として、1地域を複数市町で構成することとし、合計3地域で実施すること。

また、受託者において、候補地域の選定や関係者との連絡調整等を行うこと。

なお、候補地域は、原則、石川県（以下「発注者」という）が令和4年度事業でモニターツアーを未実施の市町を選定することとし、県内の地域バランスも考慮すること。（令和4年度実施済み市町：珠洲市・能登町、七尾市・羽咋市、白山市）

但し、令和4年度実施済みの市町を一部含むことも可能とする。

② ワークেশョン・プログラムの企画

モニターツアーのプログラム企画においては、以下のことに留意すること。

- 対象地域ごとに、市町や地域事業者と連携してプログラム企画に取り組むこと。
- 企画にあたっては、事前に、市町及び参加企業の課題やニーズを把握した上で、市町や地域事業者と情報共有を図り、企業課題・ニーズと地域課題・資源とのマッチングを踏まえた企画を行うこと。また、地域事業者の従前からの主体的な取組を活かすことにも留意すること。
- プログラムの内容は、対象地域・企業共に価値を得られるものとするよう意識すること。

③ モニターツアーの実施

- モニターツアーの参加企業数は3地域合計で6社以上とする。なお、1社あたり、概ね2名の参加とする。
- モニターツアーの実施日程については、地域ごとに、概ね2泊3日の行程で実施すること。
- モニターツアーに係る交通費・宿泊費・現地移動費等の経費については、企業の負担を求めることなく、本事業の予算内により全額支出することを可能とする。
- 災害等の不可抗力によりツアーの実施が困難であると判断した場合は、前日までに中止の判断をして参加者に連絡すること（ただし、当該事態に備え代替プログラムを用意しておくこと）。この場合において中止に伴って発生した経費は本業務に係る経費とすることができる。
- 旅行保険に加入すること（自宅を出発してから帰宅するまでの間）。

④ 記録等

- モニターツアーの様子を記録するため、写真を撮影すること。
- 撮影する写真は、各ツアーの活動の様子を様々な角度から撮影するものとし、発注者のウェブサイトその他の広報媒体での使用に適したものとするよう努めること。
- 参加者に対し、撮影写真及び参加企業名については、発注者のウェブサイトその他の広報資料等において使用することを伝え、あらかじめ承諾を得ておくこと。

⑤ ほっと石川旅ねっとでの記事制作

- モニターツアー実施後に、公益社団法人石川県観光連盟のウェブサイト「ほっと石川旅ねっと（以下、「旅ねっと」という。）」内の「旅ブログ」に記事を制作すること。
- 読みやすく、ワークেশョンに行きたくなる臨場感溢れる記事とすること。
- ワークেশョンのイメージが湧くような写真（モニターツアーで撮影）を使用すること。
- SEO対策を意識すること。

⑥ 調査・提案

- モニターツアー参加企業及び地域事業者に対するアンケート・ヒアリング等の調査を実施し、試行プログラムを検証し、発注者及び地域事業者に対し、プログラム改善等に繋げる提案（企業ニーズ・受入側の課題、これらを踏まえた改善案等）を行うこと。

(2) 市町向けワーケーション・プログラム企画セミナーの開催

各市町の主体的な取組の後押しを図るため、以下のとおりセミナーを開催すること。

①セミナー内容

- 受託者における全国各地でのワーケーション経験・取組の知見を共有すること。
- 実際にプログラム試案を企画・作成するワークショップを実施すること。

②開催回数

- 委託期間中に1回実施すること。

(3) 事業報告書（実績報告書）の提出

- 事業完了後、業務の実績及び事業効果等についての実績報告書を発注者へ提出すること。

(4) 記事・写真の納品

①記事の納品

方法：記事の「ほっと石川旅ねっと」への登録

納期：成果物が出来次第、随時登録する。

②写真の納品

納期：原則として、モニターツアー実施日から2カ月以内に随時納品

③納品先

石川県観光戦略推進部誘客戦略課

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1 石川県行政庁舎12階

(5) 業務実施体制

- 本業務を指揮する業務実施責任者を1名配置し、委託契約締結後速やかに、業務実施責任者の氏名等を発注者に通知すること。なお、業務実施責任者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。
- 受託者は、契約締結後、速やかに本委託業務の実施計画（実施体制、スケジュール等）を作成し、発注者に提出すること。また、計画を変更しようとする場合には、速やかに発注者の承認を受けること。

(6) その他

- 発注者との連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施するとともに、随時、業務の進捗状況及び実施予定等を報告すること。

- 打ち合せ協議があった場合はその内容について議事録を作成し、発注者の確認を受けること。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大状況等によっては、発注者の判断によりモニターツアーの開催等を変更又は中止することがある。その際の事業内容及び事業費の変更については、発注者と協議するものとする。
- 業務の遂行にあたって疑義が生じたとき又はこの仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、その都度発注者と協議の上、決定するものとする。
- 本業務で撮影した写真や制作した記事の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、石川県に帰属するものとする。また、その写真や記事が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証すること。
- 本業務で撮影した写真は、発注者のウェブサイトその他の広報媒体や「旅ねっと」で使用する可能性があること。
- 「旅ねっと」の記事登録作業のために付与したID/PWは適切に管理し、契約期間終了後は破棄すること。